# 懲戒処分等の情報の公表

懲戒処分等の情報の公表に関する規則（平成18年11月14日施行）に基づき、会員の懲戒処分等について、以下に公表する。

**《会則第47条および第47条の２の規定に基づく会長による会員の処分》**

- **氏　　名**　山末 晋也
- **登録番号**　05260932
- **会員番号**　4986
- **事務所名称**　山末総合法務行政書士事務所
- **事務所所在地**　大阪市中央区日本橋1丁目16番23号 アクティオビル402号
- **所属支部**　中央支部
- **処分年月日**　平成29年5月8日
- **処分内容**　廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
- **処分理由**　行政書士法第10条、会則第40条に違反した。

〔　被処分者は、平成28年1月27日、司法書士法違反容疑で京都府警に逮捕され、そのことは複数の新聞で報道された。

そして、中国人女性らの依頼を受け業として、３回にわたり、株式会社設立登記申請手続を代理して行ったとして平成28年2月17日、司法書士法違反の罪で略式起訴され、同日付で京都簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。

また、顧客からの苦情案件に係る監察・紛議調停委員会への出席要請及び綱紀事案に係る綱紀委員会への出席要請に応じなかった。

このような事実は、誠実に業務を行うべき行政書士の責務に違反し、行政書士の信用及び品位を害するものである。〕

平成29年5月8日

大阪府行政書士会
会長　髙尾　明仁